

○福岡県警察職員の給与に関する条例の運用について（概要）

（昭和38年福警務内訓第8号）

この内訓は、「福岡県警察職員の給与に関する条例」(昭和32年福岡県条例第50号)の運用について、「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則」(昭和32年福岡県人事委員会規則第13号)及び「同規則の運用について」(38人委発第178号)によるほか、給与事務の適正、かつ、円滑なる運営を図るものである。

主な内容として、

- 第2条(定義)関係
- 第5条(給料)関係
- 第6条(給料表)関係
- 第7条(初任給、昇格、昇給等の基準)関係
- 第9条(給料の支給方法)関係
- 第9条の3(初任給調整手当)関係
- 第11条(扶養手当)関係

などの項目からなっている。